

配置予定現場代理人・技術者届

入札参加申請した工事及び当該工事に配置する予定の技術者等（現場代理人、主任技術者及び監理技術者をいう。以下同じ。）について、次のとおり届け出ます。また、当該技術者等の雇用確認書類を別添のとおりに提出します。

平成 27 年 12 月 1 日

商号又は名称

株式会社〇口組

(押印不要)

落札候補者となった案件と同じ月に公告された工事のうち、参加申請を行った全ての案件を記入してください。なお、参加申請を行った全ての案件には、次に該当するものを含みます。

- ・落札候補者となった案件
- ・参加資格が認められなかった(不認定)案件
- ・入札を辞退した案件
- ・入札を辞退する予定の案件

本書提出日現在で、入札辞退届の提出可能期間が到来していない案件の入札辞退を予定している場合は、「予」と記入してください。なお、本書提出後に辞退予定の案件を辞退せず、配置可能な技術者等の人数が不足していることが判明した場合は、入札参加停止等のペナルティの対象となりますので御注意ください。

本書提出日現在で、既に辞退届を提出している場合は、「済」と記入してください。

本書提出日現在で建設業法に基づき許可権者に届け出ている営業所専任技術者に〇を記入してください。

配置する予定の技術者等は、申請工事欄に記載した案件の入札公告で定める資格要件を全て満たし、かつ、その案件に配置できる者又はその見込みがあった者を記入してください。また、当該配置する予定の技術者等が現在工事に配置されている場合、その工事について記入してください。(未配置の場合は記入不要)

調達案件番号 申請工事名称	辞退	配置予定現場代理人 配置予定技術者	営業所 専任 技術者	現在配置している工事名称 (配置状況)	契約金額 (税込)
4261000XX1 △△地区外整備下水管 布設工事		堺 太郎		道路築造工事 (現・監・主・他)	¥20,180,000
		同上		同上 (現・監・主・他)	同上
4261000XX4 〇〇道路築造工事		堺 花子	○	(現・監・主・他)	
		大阪 一郎		□〇町外下水管更生工事 (現・監・主・他)	¥19,110,000
4261000XX7 ○×線外道路築造工事		堺東 次郎		(現・監・主・他)	
		同上		(現・監・主・他)	
4261000XX8 □□道路築造工事	予	堺東 次郎		(現・監・主・他)	
		同上		(現・監・主・他)	
4261000X15 ●■地区下水管布設工 事		鳳 三郎		▲▲町外下水管更生工事 (現・監・主・他)	¥48,210,000
		同上		同上 (現・監・主・他)	同上
4261000X15 ●■地区下水管布設工 事		美原 四朗		(現・監・主・他)	
		同上		(現・監・主・他)	
		同案件		(現・監・主・他)	

工事の請負金額が共に2,500万円(建築一式工事の場合は、5,000万円)未満(税込)である場合には、技術者等を両工事に兼任することができます。(他の工事に配置していない場合に限る。)ただし、一方の入札(予定)金額が、2,500万円を超える場合は、他の技術者等に変更するか、案件を辞退する必要があります。

請負金額が2,500万円(建築一式工事の場合は、5,000万円)以上(税込)であり技術者等を他案件と兼任させようとする場合には、他の案件に配置されていない方を別に記入してください。

※記入例のケース
請負金額が2,500万円以上(税込)である●■地区下水管布設工事を落札し、鳳三郎氏を兼任配置させようと考えている場合、兼任が認められないことに備えて、美原四朗氏を記入する必要があります。

- ・落札候補者となった工事と同一月に公告された工事のうち、入札参加申請を行った全ての工事(落札候補者となった工事、入札参加資格が認められなかった工事及び入札を辞退した又は辞退する予定の工事を含む。)を記入してください。
- ・申請した工事に配置する予定の技術者名等を記入してください。また、当該技術者等を他の工事に配置している場合は、現在配置している工事について記入してください。当該工事への配置状況については、現場代理人は「現」に、監理技術者は「監」に、主任技術者は「主」に、他の技術者(監理技術者又は主任技術者以外の技術者)は「他」に〇をしてください。なお、他の技術者として、現在工事に配置している場合は、本市工事と兼任させる見込みである工事のみ記入してください。
- ・記載した全ての技術者等について、雇用確認書類(入札公告において定められた書類に限る。)を提出してください。
- ・記入した工事について、既に入札辞退届を提出している場合は辞退欄に「済」、入札辞退届を提出する予定である場合は辞退欄に「予」と記入してください。
- ・建設業法第7条及び第15条に定める営業所専任技術者は、営業所専任技術者欄に〇を記入してください。また、営業所専任技術者は、請負金額が2,500万円(建築一式工事の場合は5,000万円)以上の工事に配置できませんので注意してください。

- ・記載した配置する予定の技術者等については、必ず健康保険被保険者証等の雇用確認書類(入札公告で定めるものに限る。)を併せて提出してください。
- ・共同企業体(JV)で参加する場合は、構成員ごとに本書を作成してください。また、記載内容は、各構成員の参加申請状況に基づき記入してください。
- ・1枚で記入しきれない場合は、2枚目以降を同様に作成してください。